

済んだならば直接抜き打ち的に病院等に行きまして、そうしてほんとうにその実態を見てみたい、そういうことをやって、もし九十四円十銭では治療食糧としてこれが完全ではない、こういう結論が出ましたならば、これは引き上げるべきものである、かように考へておられます、そういうような考へ方からたまたま研究調査をしておるといふ段階でございします。

○藤田藤太郎君 私には厚生大臣、次官どちらかそのときの記憶はちよつとまびらかでないんですが、この国会が始まった初期でございましたから相当の期間があったのです。

〔委員長退席、理事高野一夫君着席〕

それにまだ目下研究中ということではどうも熱意が足らぬように思うのですよ。だから私はこういう問題こそほんとうに厚生省として、あらゆる角度から現実には都内、市内でやっておられる給食費の問題は百二十円とか百三十円とか数字が出ているわけですから、そういうものが正しいか正しくないか、これは検討するということは、これは当然でございまして、けれども、その点少し熱意が欠けてやせぬかと思うのです。だから私は厚生省として、やはり今のような格好じゃなしに、数日中までには何とかこの結論を出すとかいうのはつきりした態度をお願いしたいと思うのです。この前のときには、医師局長さんでしたか、いやもうこれはやはりこれじゃ気の毒だから何とかするつもりなんだ、できれば運営の面でも何とか考へるべきじゃないかと思つて、というところまで御返答を私は聞いたと思う。ところが、今も同じ状

態じゃ、まあこの国会ももう二、三日で終るわけですから、そこらあたりをもう少し見通しのある御返事をお聞かせ願いたいのです。

○政府委員(中垣國男君) お答えいたします。この国立、公立病院におきましての給食の内容というものは、これはなるほど一般の私立の病院等とさういう金額は違ふのでありますけれども、この中にたとえば人件費であるとか、あるいはガス、水道であるとか、さういったものは別途の予算が計上されておるのであります、その点は、たとえ百二十四円と九十四円では三割強、公立、国立が安いのか、あるいは、さういふ数字に現れたような内容というものは、実際の給食の上には現われるはずはないのでございします。ただ問題は、今日のこの予算でまかなわれておるこの給食内容というものが、患者にとりましてほんとうにその治療の促進に十分な、役立つ内容であるかどうかといったことが問題だと実は考へるのであります。そこで、これは藤田さんの御指摘通りに、もうすでにその三カ月にもなつておるじやないかというおしかりを受けました。その通りでございしますが、私も似たようにしましては、三十三年度の予算の編成にかかります前には、必ずこの実際の資料に基づきまして、いわゆる事実というものをば、よく突きとめまして、結論を出して改善に努力をいたしたいと、かように考へておる次第でございします。

○藤田藤太郎君 今までより以上積極的ににおやりになるということですから、これはそれを期待したいと思ふのです。

これと相関係しまして、医師の不足の問題、地域的に医師が不足しておる、それははなはだしという問題がありまして、この点についても研究して、研究所を作るとか何とかして待遇を上げるといふことの御返事があったのですけれども、どういふ工合におやりましたか、この点もきょうはお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(中垣國男君) 医師の待遇の改善につきましては、これは非常に広範囲な問題になるのであります、さしずめ検討を開始いたしておりますのは、保険医といたしまして、たとえば単独の問題をどうするか、点数の問題をどうするか、さういふような問題、もうすでに調査にかかつております。約二十日ぐらい前からさういふ調査にかかつておるのであります。

これは今日、衆議院の中に小委員会がありまして、衆議院の委員会とも並行してその問題は行われておるのであります。地域的に医師の配置というもの、適当でないという問題につきましては、これは非常にむずかしい問題でございまして、たとえば国立、公立等の病院であります、これらのことはいわゆる行政的に結果が出やすいのであります、その他の一般の個人開業医の問題につきましては、やはり予算の伴わないような勧告のようにならなければその実行が伴いませんので、これらの問題につきましても、御指摘通りに、医師の実際の配置というものを、いわゆる個人開業医等の営業場所というものが、いまだ都市集中でなくて、全国的に公平に開業医等ができるように、さういふような指導を行なつて参りたいと思ひます。

ただ先ほど来申しますように、さういふ個人開業医等につきましては、なかなか政府といたしまして行政上の行政力の効果というものが的確な振舞もございませぬし、勧告をしていくとか、あるいは各都道府県の医師会あたりにさういふような考へ方の協力をしたいとさういふこと、さういふことをたまたまだとか、さういふことをたまたまのところ実現進めていくほかはないのであります。それから国立、公立の病院につきましては、これは御承知の通りであります、ただいま厚生省といたしまして、各市町村でやっております公立の病院は別といたしまして、国立の病院等におきましては、努めて地域的にそれが集中しないように、努めてこれに各府県にまたがっていきますように、さういふ方針で今日やつております。

○藤田藤太郎君 どうもこの問題もまあはつきり確信がでないわけですが、けれども、これは一十分分をやつていただきたいというのを願ひしておきたいのです。

私はもう一つこれに関連して、看護婦さんの問題に入るわけですが、けれども、その前にもう一つ聞いておきたいのですが、生活保護法の医療について何かこうワクをはめて、一定の水準より下げて、ワクをはめて指導、指示をされておるのには聞き及ぶのですけれども、この点はどうか。私はちよつと今質問を持ってこなかったのです、すけれども、たとえば昨年の八月ころですか、厚生省の技官が医療担当者を集めて五つほどの項目で指示をされておる。その中には、たとえばその病気が回復できない人についてはもう鎮静剤でも打つておけ、ブドウ糖というよ

うなものは必要がないのだ、さういふような人間の生命に関する問題についてさういふ指示を与えておられる。私は、厚生省として人間の生命に関するような、それは一般の医療扶助、それから医療の関係ですから、それは窮屈なこと、それは窮屈だとわかりますけれども、しかし、生命に関する問題を、生活保護法の対象者に対してさういふ扱いをされるということは、われわれはもう非常に残念なものでございします。さういふ指示の要綱があつたら一つその説明を願ひたいし、それからどういふ工合に指示しているかということについても御説明を願ひたいと思ふのです。

○政府委員(中垣國男君) お答えいたします。生活要保護者の患者に對しましては、ただいまのところ、健康保険法に基づきますところの診療治療の内容で患者の治療をするように、さういふ実はやり方をやつておるのであります、ただいま御指摘になりましたような必要生活保護者の患者に對しまして、非常に、たとえばまあこれは治療上金がかかるからその治療をやめるとか、あるいは打ち切るとか、あるいはその他の方法で治療の本質から離れたようなことをやらせるとか、さういったような指示は実はいたしておりません。これはあの健康保険法に基づくところの診療治療の内容というものの規定がございします、それに適応いたしまして、それと同じだけの診療治療はいたしております。ただ藤田先生の御指摘の通りに、この生活要保護者の患者の取扱ひというものがあつては、その出先等におきましてさういふようなことが絶対にないということも言ひ切れな

いものがございますので、今後はそういう問題につきましては、やはり厚生省といたしまして、行政上の重要な問題として注意を参りたいと考えております。

○藤田藤太郎君 私は今資料を持っていないので残念ですが、いずれその資料を厚生省に提供したいと思っております。昨年の八月幾日だったか、たしか小樽市だったと思います。そして二百五十人ほどの医療担当者を集めてそして今のような五項目を、われわれが納得しないような項目を五項目ほど指示しておる。松本技官とかいう技官です。私はそういうことを、今の厚生次官のお話のことも、健康保険の治療水準によって生活保護の方を治療しているとおっしゃいましたが、私はああいふ形というものを現地の医療担当者、そういう技官の人が順次北海道全部を回って私は指示をされたと思うのです。それがなかなか被保険者やわれわれにはわからなかったのですが、最近その日にちや出席した人、内容が明らかになりました。参ったのであります。非常に私はお尋ねをする機会を失ってしまったようお尋ねをしなかつたのですが、それは至急に一つ調べていただいて、今のような御精神でおやりになるなら、そういうことを明確にしたいだかないと、これはおそらく北海道の一方所で事済んだものじゃないと思うのです。それは北海道全土になり、その他の地方にも今のような指示がないというのなら、多少のニュアンスが違つてもそれは似たようなことが全国に行われておることになります。肝心の厚生省の方針が幾らよくとも、現地で指導する人がそういう指

導のしつぷりでは私はちくはくだと思ふのです。これは一つ資料を一日、二日の間に提供しますから、これは明確にこの処理についてお考えを願いたいと思ひます。それだけお願いをしておきます。

○藤田道子君 今の藤田さんの御質問に関連して、このごろ厚生省では非常に社会保障を進めたと言つていられながら、生活保護患者に対しては非常に入退所に対してきびしい取扱いがなされてゐる。そのために若干の扶助費が上つても、ほんとうは適用範囲がせめられてきておるといふような実例が各所に起つておるわけですが、こういう点に対しては遺憾だと思ふのですが、そういう指示をしておるかどうかというところが一点と、さらに、最近、聞くところによると、国の債権の管理等に關する法律ですか、これによつて入院患者の一部負担の入院費の滞納等に対して延滞金をつけるとか、日歩何銭の利子をつけるとか、日歩二銭四厘ですか、そういう利子の取り立てに當つておる。もしそれが完納したときには利子は免除することができるといふようなことになつてゐるのでございませうが、私、開業医におかれても、入院料に延滞金をつけたら、あるいは日歩幾らというふうな利息を取るといふようなことはどうも考えられないのでございませうが、それをどういふふうな処理していらつしやいますか。それからさらに、そのために患者に与える精神的な不安といふものは非常に強いわけですから、こういう点についてどういふふうにお考えでございませうか。

○政府委員(中垣國男君) お答えいたします。ただいまお尋ねの要生活保護者の患者に對しまして、いろいろ厚生省の方でこれに對して治療上非常に、ちよつと低いような治療の仕方等を押しつけてはいないかという第一点に對しましては、先ほどお答え申し上げました通り、健康保険法の診療治療の基準内容に基きましてやつておるものでありまして、そういうことは実はありません。

それからその次に、たとえば入院患者の支払うべき料金を對して、払わないうきに利子を取るといふようなお尋ねでございしましたが、実は全国的にそういうことがないといふことは申し上げかねますが、厚生省といたしましては、そういうものに対する延滞利息のような形で利子を取れといふようなことは指示しておりませんし、また、考へてはおりません。

それから社会福祉の先ほどの第三番目の御質問であります。これはことしの予算の内容に現れてゐる程度のことでございまして、十分ではございせん。従つて、ある程度の保護費を引き上げても、それが手きびしく選定されるために、かえつてはむしろ人々が多いいつたようなお言葉でありましたが、厚生省といたしましては、市町村の社会福祉主事であるとか、あるいは民生委員であるとか、そういうものは民生委員の人たちが、冷静に、温情を持ちまして、それらの現実の問題を処理するようにしておるのであります。ところが、かえつて内容的には、そういうような手当てを受ける人が少くなると、そういうふうな行政の指導の仕方は、実はいたしておらないのでござい

○理事(斎野一夫君) ただいまのところ、環境衛生部長、医務局長が出席しております。

○藤田道子君 今のお答えはちよつとポイントがはずれておるのでございませうけれども、私が申し上げましたのは、医療生活保護法の人に、医療の低い方でやれといふ指示はしていないとおっしゃつたが、そうではなくして、適用範囲を非常に窮屈にしておる。今まで当然適用されておる人たちが、きびしい査定になつて、おじさんがどこそこ商売をしてゐるとか、嫁にいつた娘がどうだとかいふことが、非常にきびしい査定のもとに、この生活医療保護法の適用から除外されておる、こういうことが非常に現れております。

〔理事高野一夫君退席、委員長着席〕

ないと言われるならば、私はこの例を申し上げてもよろしいのですが、そういう点を私は申し上げた。

それから利子を取るようなことはいましておりませんとおっしゃるのです。たしておりませんとおっしゃるのです。が、債権管理法によつて、これは厚生省もあのときあつたのですが、それがきまつておるのです。それでことし一月の何日かに厚生省では、そういうことの管理法の施行と同時に、延滞金を取るという方針をはつきりさせた。私は理解しておるのですが、絶対にございせんか。そういう指示をしたことは絶対にないのでしょうか。その点、簡単に何つておきます。

○政府委員(中垣國男君) 医務局長から答弁をさせます。

○説明員(河野鎮雄君) 最近御承知の債権管理法がございまして、この建前か

らいうと、おくれた場合に利子を払うという問題も出てくるわけでございます。実はできたばかりで、運営が軌道に乗つておりませんので、現在の段階では、まだ利子をとるような段階まで進んでおりません。今後どういふふうにするかという問題があるわけでございますが、この点も大蔵省と十分一つ打ち合せて、そして利子を必ずしも払わぬでも済むようになれば、非常にけっこうだと思ひます。そういうふうなことで、打ち合せていきたいと思つております。

○坂本昭君 ただいまの債権管理法に關連しまして、一言次官あるいは医務局長から責任のある御返答を承つておきたい点がございませう。それは、厚生省としては、大へんこの問題について、患者の立場に立つて御努力しておることを十分に認めるのです。特に法第三十三条第三項の中で、「国立学校の授業料に係る債権その他政令で定める国の債権」というところで、国立病院、療養所の治療費の点について、特にこの項目を入れられたといふことですね。私はこの項を確實に一つ実施していただきたい。大蔵省と相談の上、厚生省の責任をもつて確實に実施していただきたい。この項を生かしていただきたい。その点についての一つお約束をお願いいたします。

○説明員(河野鎮雄君) 延滞の利子の問題でございませうが、これを取らないで済むようにしたいと思ひまして、そういう方向で大蔵省とも十分打ち合せていると思つております。

○坂本昭君 次官、大臣のかわりに……

○藤田道子君 次官から責任ある答

弁を……

○政府委員(中垣國雄君) ただいま次長から答弁をいたしました通り、これは延滞利子等を取らないように大蔵省と話し合いをつけてまして、実施して参りたいと考えております。

○藤原道子君 今の御答弁を私は信頼したいと思つて、ぜひそういうふうな御努力をお願いいたします。

そこでお願いしたいのですが、厚生省はさらに最近看護力の合理化というやうなことで、年令基準を全国に指示されているというふうな聞いておりますが、たとえば看護婦が三十才以下のものを九〇%にする、あるいは主任には二十五才以上三十五才までのものを五〇%にする、こういうふうな指示がされているやに聞いておりますが、現在看護婦を三十才以下のものが八〇%、あるいは主任では八〇%、婦長では現在七〇%のものを今度九〇%にしようというやうな非常にきびしい年令の制限が指示されている。これを実際に指示されたのでございまいやうか、その点をはっきりしてほしいと思つております。

○説明員(河野鎮雄君) 別に医務局といたしまして、年令制限を指示しているというわけではないわけでございますが、ただ御採用のやうな場合には、なるべく全体の年令を若返らせる方が全体としての態勢整理の上から望ましいわけで、新規採用の場合には、そういうやうなことも考慮してもらいたいというふうな程度でございます、申し上げておるわけでございます。

○藤原道子君 新規採用の場合に、看護婦三十才以下のものを採用するといふならいいのです。そういう厚生省の

指示が、下部末端まで参りますと高年令のものが退職しなければならぬやうな方向に力をつけている、そういう実例があるのです。特にそのために婦長とかあるいは看護婦長クラスの年に動搖を来しておられます。看護婦の年令を五十五才以下に制限されているやうでございますが、現在五十五才以上の看護婦長さんはどれだけおられるか。さらにこれは定年制を前提とした指示であると思つてございまして、かどうかという点、お伺いしたい。

○説明員(河野鎮雄君) 先ほども申し上げたやうに年令制限を指示したというところはございせん、それから定年制ということも別に考えておりません。

○藤原道子君 私は最近そういう指示があつたために、地方の施設ではその他の職員に対してまでも、五十五才以上を極力淘汰せよという指示に従つて淘汰しているというのを聞いております。もしないとしたら、そういうことを地方でやるのが行き過ぎである、こういうことが御言明願えますか。

○説明員(河野鎮雄君) 別段指示をしたわけじゃないけれども、先ほども申し上げましたやうに、病院、療養所の運営全体から申しますと、ある程度これは新陳代謝ということが望ましいわけでございます、まあ場合によつては、年とつた人に御勇退願うということもあり得るわけでございます、そういうふうな措置をとったからこれが行き過ぎだとは考えられないのでございまして。

○藤原道子君 これは重大でございまして、現在過失なく勤務しているものを、高年令になつたからといって、何ら制限がないのに圧力によって退職させるやうなことがあつても、それが行き過ぎでないとおっしゃるのですか。

○説明員(河野鎮雄君) お答え申し上げますが、圧力によって退職させるといふやうな考え方はございせん、十分話し合いをして御勇退願うという場合もあるのではないかと、やうなことを申し上げたのであります。

○坂本昭君 関連して、ただいま五十五才の問題が看護婦について出され、実はこの事實は看護婦のみならず、国立病院、療養所の他の職種にも今この問題は広がつていゝのです。実際、私自身も五十五才以上に対する首切りの問題の相談を受けた実例があります。この国立病院、療養所に勤めている人たちの仕事の内容からいいますと、きつめて特殊性があるのです。ですから、日本人の平均年令が今日では五十五才ではなくて、六十、七十才近くなつていゝやうな実情、また、病院の特殊な仕事の内容からいって、五十五才になつたらすべての職種について、こ

さばもうやめなかつたかぬといふのが、これはもう非常に誤った考えであるのみならず、病院、療養所の適正な運営を欠く結果にならないかといふことを私は非常におそれるのです。ですから、五十五才を目録にしてやめさせるといふ、そういうお考えは根本的に一つ撤去していただきたい。その点を一つ確認しなければ、今の問題は解決つかないと思つております。一つ厚生当局のはつきりした御意見を聞かしていただきたいのです。

○説明員(河野鎮雄君) 五十五才をあつても定年であるがごとくに、それを境としてどうするといふやうなことを一方的にやる考え方は、私もといたしましても、ただいま持つておりません。

○藤原道子君 それでは、地方の行き過ぎに対しては、そういうことのないやうに御指示をお願いしたいと思います。そこでお願いしたいのでございまして、現在療養所、国立病院等々の看護婦にはそれぞれ定員制がございまして、四人に一人の看護婦、六人に一人の看護婦という定めがあるはずでございまして、この充足状況はどうでござい

ますか。

○説明員(河野鎮雄君) ただいま的確な資料を持つてきておりませんが、大体のことを申し上げますと、看護要員全体を含めまして、国立病院については四ベツトに一人、それから療養所については大体五人に一人ぐらゐの割合になつていゝのぢやないかと思つております。

○藤原道子君 療養所が五人に一人の看護婦になつておるのですか。

○説明員(河野鎮雄君) 正規の資格を持った看護婦ばかりでもなしに、助手等を含めまして看護要員として考えられるものについて全体的に見ますと、大体五人に一人ぐらゐの割合になつておるのではないかと、こういうふう

に思つておるわけでありまして。

○藤原道子君 不足でございまして、あなたの方のやうなところを取り上げれば、結局看護婦さんも看護要員なんかに加えてそれで割り出しているんでしやう、看護業務というものはそういうものではないと思つて。

○説明員(河野鎮雄君) ただいま申し上げました数字は、雑役婦等を含めた

いで、いわゆる看護助手といわれているものを含めた計算で大体そんなやうな見当になると、こういうふう

に思つております。

○藤原道子君 時間もございせんので、押し問答していると時間が経過いたしますから、それはあとで明らかにいたしますが、私どもの調査の結果は、そういう数字にはなつておりません。非常に看護婦は不足して

おります。

そこで、私も事実この六年間に三回も国立病院へ入院してゐるのです。ついで、この間も入院してゐるのです。入院して私が体験したところによつても、非常にそれは、あなたが何とかしてこの委員会を切り抜くやうとする考え方のやうにとられるのです。

さて、それはそれといたしまして、最近病院、療養所に勤務いたしてあります看護婦さんたちは、労働基準法で認められてゐるにもかかわらず、産前産後の休暇がなかなかとりにくいのです。従いまして、看護婦さんの中には異常出産という例が非常に多くなつて

いゝ。私は母体を守るという意味においても、ことに医療機関にある看護婦さんたちが産前産後の休暇がとれないといふことは、非常に重大な問題だと思つて、ところが、定員が少い、非常に同僚の上に労働力の過重になるというやうな気がね、さらに上司からの圧力というものがよつてとれない状態に

なつてゐる。そういうことは非常にこのまま見過ごすわけにはいかないと思つて、今度の議会に對しまして、看護婦さんたちから非常に、産前産後の休暇に要員確保の法律案を出しても

らいたいといふやうな要求が強くあつた

さいます。

○藤原道子君、それで、これだけの産前産後の休暇で十分行きわたっているとお考えでございますか。産前産後の

す。その原因は、定員が足りないから、欠員を補充しないといけないからというところを、私は施設長の集まりでも話が出ておる。最近参りました施設長あ

うことになりますれば、あるいは病院、療養所の運営に支障を来すというふうなことも当然考えられますので、そういった事態に対処いたしまし

いうことはちゃんと医務局長は認めて、予算措置に對しても譲ずるというようなのはつきりしたお話があったのです。ところが、次長の答弁では、それ

じやなかろうかと思うのでござい
ます。ことに最近のように、いろ
いな法律が出てき、保健衛生の
問題に關しましてもますます要
員を必要とする状態

であるのでありますが、政府の方では、この拡充強化に対してはどういうようなお考えをお持ちになっておられるか。

○政府委員(中堀國男君) お答えいたします。この保健所の職員が都道府県によりまして、定員が十分充足されておらないという点は事実でございます。なおまた、保健行政というものは、保健所を通じてますます重要視されなければなりませんし、また、重要な存在になってきたことも御指摘通りだと思います。そこで、この保健所の職員の中で国家試験を必要とする職員等につきましては、保健所のそういう国家試験所有者に対しまして待遇、その他の関係等もございまして、十分な充足ができていない状態であるのであります。そこで、これらの問題を解決いたしますために、三十二年の予算からそういう国家試験を必要とする、資格取得を目的としますところの学業者に對しましては、学費の貸費制度等を設けまして、しかもこの貸費生が、学費を貸与を受けてそれをもちて学校を卒業される、国家試験を取得された方は、保健所に就職するのだということをば条件といたしまして、新しい制度等もこの次第でございまして、それからこの問題は非常に重要な問題でございます。各都道府県とも、たとえば厚生省のこれらの保健所の職員等の予算は平衡交付金等の中に織り込まれておる関係等もございまして、その県の財政状況によりましては、厚生省の考えておるような保健所の職員の充足をいまだやっておらない、そういう点等もございまして、自治庁とも交渉連絡をいたしまして、保健

所職員の充足というものは必ずやっていたらけるように、そういうことも実はやっておる次第でございまして。

○勝俣健君 これは厚生省側といたしましては、保健所の職員の、平衡交付金に一時ならうとしたものを、再三いろいろの御努力によつてそれでなくして、直接の補助費になりまして、これは、厚生省に對しては感謝しておる次第であります。しかし、衛生監視員であるとか、環境衛生監視員とか、今後の食品衛生について非常な大きな役割をなされなければならぬ、つまり、安かろう悪かろうかもしれないというような今の食品衛生面にもそういうような事情がまたあるのか、つまりは中毒の問題が起きてくる、こういうような関係であるのに、こういうものに対しては全く交付金によつていってやる。小さなところ、いけば交付金でやっておるんだから、そういうものを充足しない。私は保健所においての職員というものは、これはぜひ直接国庫補助の対象にしていただかなければ困るのじゃないか、あるいは給任あるいは小使であるとか、あるいは給任であるような人たちは別として、ほんとうに第一線に働くような方々については、ぜひそういうものにならなければならないのじゃないか。ことに消毒防止法の実施によりまして、この性病問題に對して、保健所というものは非常に大きな役割をしなければならぬ、これは非常な日本に對して性病蔓延ということを来たしはしないかということ、憂うような感じもございまして、こういう件についても、ぜひ厚生省はど

も今のお話のように、現在の定員の補充であるとかいうような小さな観点でなくして、もっと大きな観点に立つて、保健所の活動というものを期待していただかなければならぬ、これはゆゆしき問題になるのじゃないか、これは私は思うのでございまして。また、今まで私は直接の補助金でありまして、やはり県の財政等の関係がありまして、なかなか出し切れないというので、定員の補充になっておるような関係がありはしないか、これはまさに、私は従来とも厚生省では非常な補助の増加を要求しておるの、いつもそれが成立しない、大蔵省を通らない、こういったような事情が私はほんとに保健所の拡充という問題に對して、政府が、厚生省がほんとうに腰を入れておるものかどうかというところまで疑うような次第であります。多少のその省の関係になりますと、豚や牛を扱っているところの人間の補助費が直接三分の二である、二分の一であるというような補助費であるにもかかわらず、人間の生命を扱う人間のいづれもの生活、常の生活を十分に監視せしめなければならないのに対して、わずか、三分の一の補助費しか入れないということでは、私はやはり保健所の拡充ということができないのじゃないか。私は人間の生命がやはり一番大切じゃないか、犬や牛の生命よりも人間の生命こそ、これを文化国家として最も尊重すべきことじゃないか。こういうように私は考えておるものでございまして、政府はどういうようなお考えであり、また、今後どういうように御努力なさるおつもりでありますか、その点を伺いたいと思ふ次第であります。

○政府委員(中堀國男君) 勝俣先生にお答えいたします。ただいま御指摘通り、この点につきましては、特にこの交付金の対象となつておる職種につきましては、今後これを補助対象に必ず切りかえますように努力して参りたいと思ひます。それから補助率の引き上げの問題でございまして、これを三十三年度から三分の二にしますように全力をあげて交渉をいたすつもりでございまして。なお、ただいま御指摘なさいましたところの保健所の存在、保健所の必要性、そういうことにつきましては、厚生省といつても、全く先生と同じように考えているのでございまして、保健所に関する行政を総合的に、その予算の面、あるいは職員の人間の面、そういう点からも真剣に考えて、そういう実施に参るつもりでございまして。それから衛生監視員や食品衛生監視員等のことにつきましては、主管の政府委員から答弁をいたさせていただきます。

○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げます。保健所職員のうち、予防衛生関係は補助職員、環境衛生関係職員は一般に交付税の対象となつておるわけでございます。従いまして、特に交付税の対象となる職員等がきつめて定員が充足されたい状況にございまして、しかもこれらの交付税関係になつております職員の担当いたします仕事は、今後いろいろ法律の改正その他によりまして、一そう拡大せられる傾向にありまして、ただいま政務次官からもお答えがございましたように、私も同様にいたしまして、今後相当長期の努力をいたしまして、三十三年度からは間違いなく保健所が運営されるよう、最小限の予算措置に努力をしなければならぬものと苦心をいたして、この次第でございまして。

○坂本昭君 ただいまの勝俣委員に關連しまして一つお尋ねを、なおかつ、関係局長がおられませんか、次官に一括してお尋ねいたします。簡単に尋ねいたします。

第一は、保健所の定員の不足のお話が出ていたが、実は国立の病院、特に療養所の方も多数の医師の欠員があります。つきましては、この医師の待遇をよくするために、調整号俸、これを十分確保すること、それから特に所長、院長、こういう人たちの格づけについて、厚生省として、人事院に對して十分な交渉をしていただきた、その意思があるかどうか、それが一つ。

それから次は、あの給食のことについて次官も申し述べられました、実は厚生省としては、備蓄用の患者用食料費などを手術患者あるいは重症患者にお用いになっておられるのです。非常に御努力しておられますし、現在では療養所は九十六円十銭という単価をやはり維持しているわけでありまして、これについては、ぜひ厚生省もさらに努力をいたして、この食費の単価を引き上げていただきた、そのための努力をぜひしていただきた、それについての御返事。

それから三番目は、先ほど藤田委員からも出ましたが、生活保護法で入院している人の補助費が今度六百円から六百四十円に上りました。上りましたが、これではまだ足りないものであります。私たちは実際に計算してみますと一千円は要る、そのことについて一つ

次官の御努力の御所見をお伺いしたい。これだけ簡単に申し上げます。

○政府委員(中垣國男君) 坂本さんにお答えいたします。

保健所並びに国立病院あるいは療養所等の職員につきましては、待遇改善につきましては、給費引き上げの問題を真剣に人事院並びに自治庁と交渉をいたす考えてございます。そうしてただいまやっておるのでございます。

それから給食費の引き上げにつきましては先ほど藤田さんにお答え申し上げたのでありますが、これも一つ実際よく調査いたしまして、結論が出るはずでございますから、三十三年度にはこれの引き上げも実現するように努力をいたします。

それから生活保護費の問題でございますが、これにつきましては、よく調査いたしまして御要望におこたえいたしたいと存じます。

○坂本昭君 この際、私は国立病院、国立療養所看護婦の定員確保に関する別紙のような決議を、本委員会においてされんことの動議を提出いたします。案文は

国立病院、国立療養所看護婦の定員確保に関する決議案

国立病院及び国立療養所看護婦定員不足の現状は勤務上支障を来す場合も多く、特に産前産後の休暇についての必要要員等其の定員確保の予算措置を講ずべきである。

以上であります。

○委員(千葉信君) ただいま坂本君提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

○委員(千葉信君) 御異議ないと認

めます。

それでは、国立病院、国立療養所看護婦の定員確保に関する決議案を議題といたします。提案理由の説明を願います。

○坂本昭君 御承知の通り、国立病院、療養所は日本の医療の基盤をなしているところの施設であります。ところが、現在国立病院におきましては一〇%、国立療養所においては約二〇%を看護婦の定員の名前のもとに実は他の職種の人が働いておるのであります。このように看護婦の実数が非常に不足をしておる。さらにもつてきまして、近年、年間約二百人以上の看護婦が妊娠出産のために非常な過重な仕事をせざるを得ない状態であり、そのために、その半数は異常な妊娠であるいは出産の実情を来しておるのでございます。私は、これら看護婦に従事する人たちの労働保護の見地並びに母体保護の見地からすみやかに産休要員を予算的に措置するべきである、そう考えまして、この決議を提案いたしました次第でございます。

○委員(千葉信君) 御質疑はございませんか。——御質疑もないようですからこれより採決いたします。本決議案を委員会の決議とすることに御賛成の方は挙手願います。

○委員(千葉信君) 全会一致と認め

ます。よって本案を委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員(千葉信君) 全会一致と認め

ます。よって本案を委員会の決議とすることに決定いたしました。

○高野一夫君 私はこの際、保健所強化に関する別紙のような決議を本委員においてなされんことの動議を提出いたします。案文を朗読いたします。

保健所強化に関する決議案

第七部 社会労働委員会 第三十四号 昭和三十三年五月十六日 〔参議院〕

公衆衛生に関する業務が逐次増大しつつあるにもかかわらず、その実施機関たる保健所の人的物的整備充実は一方向に進歩せず、ためにその業務の遂行に大きな支障を生じていることは、国民生活上まことに遺憾である。

よって政府はすみやかに、保健所に勤務する全職員を国庫負担対象とするともに、保健所に関するすべての経費に対する国庫負担率を二分の一以上に引き上げるべきである。以上であります。

○委員(千葉信君) ただいま高野君提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

○委員(千葉信君) 御異議ないと認

めます。それでは、保健所強化に関する決議案を議題といたします。提案理由の説明を願います。

○高野一夫君 提案理由を簡単に筋道だけ申し上げます。

保健所の職員充足状況はきわめて低調でありまして、ここ数年間最低所要人員の七割前後を低減しておいて、しかも昭和二十九年以降は年々低下の一途をたどりつづつて、また、設備の充実も一向に進捗してない実情でございます。この低調の原因は、近年の地方における財政事情の困窮が特にこの面に集約的に現われておることによるものと思われま

す。すなわち、保健所費に対する国庫負担率は、運営費、整備費、施設開設費について三分の一、わずかにその創設費についてのみ二分の一のいわゆる低率の負担金であつて、しかも行政の性質自体が比較

的力の弱い行政であつて、財政規模縮小の影響をまづ先に受けやすいものであります。ために、その経費についての地方公共団体負担分の予算が次第に困難となつてきたからであります。一方、保健所業務は最近において結核対策を初め、環境衛生、家族計画等の事業の強化によつてますます増大しつつあり、しかもなお、今国会において審議せられま

したる食品衛生法改正に伴いまして、食品の製造、販売等に対する取締り、監視はますます重要かつ拡大をしなければならぬ事態にあります。その実施機関の中心たる保健所がかような状況では、所期の目的を達成することがきわめて困難であるのであります。なお、医師、獣医師、薬剤師等の特殊技能者の待遇がきわめて悪いために、優秀な人材が得られないという事態があること、食品衛生監視員、環境衛生監視員等の問題があります。これらの職員の人事費に

対する国庫負担金は数年前から廃止されまして、現在その経費については使途に拘束のない地方交付税をもつてその財源とされておるために、地方においてはその専任職員の設置が困難となつて、おむね保健所職員をこれに兼任する形で窮状を糊塗しておるようになりま

す。ために、これら食品衛生監視員、環境衛生監視員たる職員について、これを国庫負担の対象としない限り専任職員の設置は期しがたく、また、これらの職員は保健所に勤務してその他の職員との密接な連係のもとに業務に従事して

おるものが実態であります。すなわち、これを保健所費国庫負担金の対象とするのが相当であります。以上のようなすべての問題を解決するためには、保健所に勤務する全職員を国庫負担対象とするともに、保健所に関するすべての経費に対する国庫負担率を二分の一以上に引き上げることに必要であることについては、もはや論ずる余地がないと考えまして、右の決議案の提案をいたした次第であります。

○委員(千葉信君) 御質疑を願います。——御質疑もないようですから、これより採決いたします。

本決議案を委員会の決議とすることに御賛成の方は挙手願います。

○委員(千葉信君) 全会一致と認め

ます。よって本案を委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上二つの決議に対し政府より発言を求められております。これを許します。

○政府委員(中垣國男君) ただいま当委員会におきまして、国立病院、国立療養所、看護婦の定員確保に関する決議並びに保健所強化に関する決議、この両決議につきましては、いずれも厚生行政上まことに重要な趣旨、内容を持つものであります。政府といたしましては、努めて本決議の実現のために努力をいたす所存でございます。

○委員(千葉信君) 社会保険制度に

関する本日の調査はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(千葉信君) 御異議ないと認

めます。

○委員(千葉信君) 御異議ないと認

めます。

○委員(千葉信君) 御異議ないと認

めます。

○委員(千葉信君) 御異議ないと認

めます。

○委員(千葉信君) 御異議ないと認

めす。

暫時休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後二時三十四分開会

○委員長（千葉信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道法案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○國務大臣（神田傳君） ただいま議題となりました水道法案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

水道は、広く国民の日常生活に直結した公衆衛生上の基本的施設であるばかりでなく、生活環境の改善による国民生活の合理化、生活水準の向上等のため、まことに不可欠な要素であるとともに、産業の発達等近代国家の整備の上からも重要施設であります。近年水道施設に対する要望は、都市農村を問わずほうはいとして起りつつありますのもまことにゆえなしといたしません。

政府におきましても、従来水道の普及には特に意を用い、その所要資金の確保、維持管理の徹底、国庫補助金の支出等をはかつて、この国民の要望にこたえてきたのでありますが、これを規制する水道条例は古く明治二十三年に制定されたもので、その規定もはなはだしく簡単であり、その規模が著しく拡大され、技術的にも高度化されて参りました現在の水道を律するにつきましては、種々実情に沿わない点があるものであります。

政府といたしましては、かねてからこの水道条例の根本的な改正について慎重に検討を重ねて参ったのでありますが、このたびようやく成案を得て、

ここに本法案を提出いたしました次第でございます。

本法案の策定に当りましては、水道施設が国民生活に不可欠の要素であるにかんがみ、まず、国民の利便とこれによる生活の合理化とを念願しつつ、その積極的な育成をはかり、かつ、市町村の公営を基本といたしますとともに、他方水資源の総合的合理的利用の促進、近代技術力の確保等を意図した次第でございます。

次に、本法案の内容についてその概要を申し上げますと、まず第一は、水道を大別して、一般国民を対象とする水道事業と、特定個人を対象とする専用水道とに分け、それぞれにつきまして、水質基準、施設基準、技術者による施設及び管理、水質検査、従業員の健康診断等の規定を設け良好な水の確保とその管理の適正を期したことであります。

第二は、市町村等の水道事業の経営者に対し、給水の義務、供給規程設定の義務、消火せん設置の義務等を課し、住民の利便に資するとともにその公共性の確定を期したことでございます。

第三は、各戸への給水装置の基準を設け、あるいは需要者の求めによる水質、給水装置の検査等を規定する等、需要者の保護をはかるとともに、水道水の汚染防止を意図したことであります。

第四は、市町村等の水道事業経営者に対して、浄水を供給する事業を規制し、また、水道事業の合理化のための勧告、市町村による買収の規定を設ける等極力水道事業の総合的な発展と水利用の合理化をはかったことであります。

第五は、水道事業の認可、その取り消し、専用水道の施設工事の認可、水道施設の改善命令、給水停止命令その他の監督規定を設けたことでございます。

第六は、給水人口五千人未満の簡易水道に対する国庫補助、その他水道事業に対する助成の規定を設けたことでございます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

○委員長（千葉信君） 審査の都合上、本案に対する質疑は、次回以降にいたしたいと存じますが御異議ございませんか。

○委員（山田信君） 御異議ないと思ふ。次に、引揚者給付金等支給法案を議題といたします。御質疑を願います。

○山下信君 私はこの際、議事進行に関する動議を提出したいと思ひます。本案の質疑を打ち切り、直ちに討論採決に入られんことの動議を提出いたします。

○委員長（千葉信君） ただいまの山下君の動議に御異議ございませんか。

○委員（山田信君） 御異議ないと思ふ。それではこれより討論に入り。

○委員（千葉信君） 御異議ないと思ふ。それでは、これより引揚者給付金等支給法案について採決いたします。

○委員（千葉信君） 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員（千葉信君） 全会一致で決定いたしました。本案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員（千葉信君） 全会一致で決定いたしました。本案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員（千葉信君） 全会一致で決定いたしました。本案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たような場合、たとえば内南洋のような場合に、その他の場合におきましては本法が適用されるよう、さらに、十分考慮をいたすべきである、こういうことを要望したいと思ふのであります。

○委員（千葉信君） ただいまの藤原君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方は挙手を願います。

○委員（千葉信君） 全会一致と認めます。よって藤原君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員（千葉信君） 全会一致と認めます。よって藤原君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員（千葉信君） 全会一致と認めます。よって藤原君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員（千葉信君） 全会一致と認めます。よって藤原君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員（千葉信君） 全会一致と認めます。よって藤原君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

- 多数意見者署名
- | | |
|--------|-------|
| 片岡 文重 | 紅澤 みつ |
| 藤田 藤太郎 | 藤原 道子 |
| 山本 経勝 | 山下 義信 |
| 小西 英雄 | 榊原 幸 |
| 早川 慎一 | 高野 一夫 |
| 勝俣 隆 | |
- 委員長（千葉信君） 暫時休憩いたします。
- 午後二時四十四分休憩

（休憩後開会に至らなかった）

五月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、南方同胞援護会法案（衆）
- 二、病理細菌検査技師法案（衆）

南方同胞援護会法案

南方同胞援護会法

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 役員及び職員（第九条—第十五条）

第三章 評議員会（第十六条—第十九条）

第四章 業務（第二十条—第二十四条）

第五章 会計（第二十一条—第二十四条）

第六章 監督及び助成（第二十五条—第二十八条）

第七章 罰則（第二十九条—第三十一条）

第八章 雑則（第三十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第二条 南方同胞援護会は、次に掲げる地域（以下「南方地域」という。）に関する諸問題の解決の促進を図るため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行うとともに、同地域に居住する日本国民に対し援護を行い、もつてその福祉の増進を図ることを目的とする。

一 硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）

二 硫黄島の南の南方諸島（小笠

原群島、西之島及び火山列島をいう。）

三 沖の島及び南鳥島

（法人格）

第二条 南方同胞援護会（以下「援護会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 援護会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 援護会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第四条 援護会は、定款で次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 評議員会及び評議員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 資産に関する事項

八 会計に関する事項

2 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第五条 援護会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 援護会でない者は、南方同胞援護会という名称又はこれに類

似する名称を用いてはならない。

（解散）

第七条 援護会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、援護会に準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第九条 援護会には、役員として、会長一人、副会長一人、専務理事一人、理事十五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十条 会長は、援護会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、定款で定めるところにより、援護会を代表し、会長を補佐して援護会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、定款で定めるところにより、援護会を代表し、会長及び副会長を補佐して援護会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長がともに欠員のときは会長の職務を行う。

4 理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して援護会の業務を掌理し、会長、副会長及び専務理事にともに事故があるときは会長の職務を代理し、会長、副会長及び

専務理事がともに欠員のときは会長の職務を行う。

5 監事は、援護会の業務を監査する。

（役員の任命）

第十一条 会長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副会長及び専務理事は、会長が内閣総理大臣の同意を得て任命する。

3 理事は、会長が評議員会の同意を得て任命する。

（役員の任期）

第十二条 役員の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代表権の制限）

第十三条 援護会と会長、副会長、専務理事又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合において、援護会を代表する者がいないときは、監事が援護会を代表する。

（民法の準用）

第十四条 民法第五十四条（理事の代表権の制限）の規定は、援護会に準用する。

（役員及び職員（地位））

第十五条 援護会の役員及び職員（常時勤務して一定の報酬を受ける職員であつて、二月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。）は、刑法（明治四十年法律第

四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

（評議員会）

第十六条 援護会に評議員会を置く。

2 評議員会は、三十人以上四十人以内の評議員をもつて組織する。

（評議員会の権限）

第十七条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 収支予算

三 事業計画

四 収支決算

五 その他定款で定める事項

（評議員の任命及び任期）

第十八条 評議員は、援護会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 第十二条の規定は、評議員に準用する。

（評議員会の会議）

第十九条 評議員会は、会長が招集する。

2 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

3 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
6 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十条 援護会は、第一条の目的を達成するため、次の各項に掲げる業務を行う。

- 一 南方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。
- 二 南方地域に関する諸問題について定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会等の開催その他必要な啓蒙宣伝を行うこと。
- 三 南方地域に居住する日本国民に対し援護を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に関し協力する者に対し、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。
- 五 その他第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第五章 会計

(事業年度)

第二十一条 援護会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 援護会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(事業計画及び予算)

第二十二条 援護会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

ればならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

(決算)

第二十三条 会長は、毎事業年度、決算報告書を作成し、監事の意見を付けて、決算完了後一月以内に評議員会に提出しなければならない。

2 援護会は、前項の決算報告書に評議員会の議決書をつけて、決算完了後二月以内にこれを内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(借入金)

第二十四条 援護会は、内閣総理大臣の定める場合を除くほか借入金をするについては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第六章 監督及び助成

(報告及び検査)

第二十五条 内閣総理大臣は、法令、法令に基いてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは援護会からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員をして援護会の事務所その他の場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを示さなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第二十六条 内閣総理大臣は、援護会が、その業務に関し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反したときは、援護会に対し、必要な命令をすることができ、

(役員解任)

第二十七条 内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任し、又は援護会に対しその役員解任を勧告することができ、

- 一 この法律、この法律に基づく命令、前条の規定に基づく内閣総理大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。
- 二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
- 三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

(助成)
第二十八条 国は必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、援護会に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも援護会に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の規定の適用を妨げない。

2 国は、援護会が前項の規定による助成を受けた場合においてその助成の条件に違反したときは、交付した補助金若しくは貸付金又は貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができ、

は、一万円以下の過料に処する。

第八章 雑則

(政令への委任)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は昭和三十三年九月一日から施行する。ただし、附則第二項から附則第六項までの規定は公布の日から施行する。

(設立の手続)

2 内閣総理大臣は、援護会の設立前に、援護会の会長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、援護会の成立の日において、この法律の規定により、それぞれ援護会の会長又は監事に任命されたものとする。

4 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、援護会の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、定款並びに最初の事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を附則第二項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

7 附則第二項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第三十一条 第六条の規定に違反して南方同胞援護会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

8 援護会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(援護会の最初の事業年度)

9 援護会の最初の事業年度は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

(財団法人の解散等)

10 財団法人南方同胞援護会は、援護会成立の日解散し、その権利義務は、援護会が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

11 前項の財団法人南方同胞援護会の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

(他の法律の一部改正)

12 南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第一号)の施行に關すること。

13 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本学校給食会」の下に、「南方同胞援護会」を、「日本学校給食会法」の下に「南方同胞援護会法」を加える。

14 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中第六号ノ九ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ三 南方同胞援護会ガ其ノ業務ニ関シテ發スル証書、帳簿

15 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「損害保険料率算出団体」の下に、「南方同胞援護会」を加える。

16 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「損害保険料率算出団体」の下に、「南方同胞援護会」を加える。

17 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「損害保険料率算出団体」の下に「南方同胞援護会」を加える。

病理細菌検査技師法案
病理細菌検査技師法

目次
第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条・第十条)

第三章 試験(第十一條・第十七條)

第四章 雑則(第十八條・第二十条)

第五章 罰則(第二十一条)

する。
(定義)
第二条 この法律で「病理細菌検査技師」とは、都道府県知事の免許を受け、病理細菌検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、細菌学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理組織学的検査、原虫・寄生虫学的検査その他の政令で定める検査を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許
(免許)
第三条 病理細菌検査技師の免許(以下第十五条第二号の場合を除き、「免許」という。)は、病理細菌検査技師試験(以下「試験」という。)に合格した者又は政令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者に対して与える。

(絶対的欠格事由)
第四条 つんば、おし又は盲の者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)
第五条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことができる。

一 精神病者、麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者又は伝染性の疾病にかかつている者

二 第二条に規定する検査(以下「病理細菌検査」という。)の業務に關し、犯罪又は不正の行為があつた者

(病理細菌検査技師名簿)
第六条 都道府県に病理細菌検査技師名簿を備え、免許に關する事項を登録する。

(登録及び病理細菌検査技師免許証の交付)
第七条 免許は、都道府県知事が病理細菌検査技師名簿に登録することによつて行ふ。

2 都道府県知事は、免許を与えたときは、病理細菌検査技師免許証を交付する。

(免許の取消等)
第八条 病理細菌検査技師が第四条の規定に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。

2 病理細菌検査技師が第五条各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて病理細菌検査技師の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゅんの情が顯著であるときは、再免許を与えることができる。

(聴聞)
第九条 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、前条第一項又は第二項の処分をすることができ。

(政令への委任)
第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、病理細菌検査技師名簿の登録、訂正及びまつ消並びに病理細菌検査技師免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出に關して必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験
(試験の目的)
第十一条 試験は、病理細菌検査技師として必要な知識及び技能について行ふ。

(試験の実施)
第十二条 試験は、厚生大臣が毎年少くとも一回行ふ。

(試験委員)
第十三条 試験の実施に關して必要な事務をつかさどるため、厚生省に病理細菌検査技師試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員は、病理細菌検査に關して学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、試験委員に關して必要な事項は、政令で定める。

(試験委員等の不正行為の禁止)
第十四条 試験委員その他試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の履行に當つては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十五条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した病理細菌検査技師養成所において二年以上病理細菌検査技師として必要な知識及び技能を修得したもの

二 外国の病理細菌検査に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で病理細菌検査技師の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(不正行為の禁止)

第十六条 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合において、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続、受験手数料その他試験に關して必要な事項及び第十五条第一号の学校又は病理細菌検査技師養成所の指定に關して必要な事項は、省令で定める。

第四章 雑則

(信用失墜行為の禁止)

昭和三十三年五月二十三日印刷

第十八条 病理細菌検査技師は病理細菌検査技師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第十九条 病理細菌検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。病理細菌検査技師でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用禁止)

第二十条 病理細菌検査技師でない者は、病理細菌検査技師という名称を使用してはならない。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項の規定による病理細菌検査技師の名称の使用の停止命令に違反した者
- 二 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者
- 三 第十九条の規定に違反した者
- 四 前条の規定に違反した者
- 五 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(試験に關する特例)

2 この法律の施行前に通算して二年以上医師の指導監督の下に、病理細菌検査の業務に従事していた者は、当分の間、第十五条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十五条第一号の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

4 試験は、第十二条の規定にかかわらず、昭和三十三年においては行わないことができる。

(名称の使用の経過規定)

5 この法律の施行の際、現に病理細菌検査技師という名称を用いてゐる者については、第二十条の規定は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十号の二の次に次の一号を加える。

二十の三 病理細菌検査技師の試験及び病理細菌検査技師養成所の指定を行うこと。

第九條第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 病理細菌検査技師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

(地方自治法の一部改正)

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中(十二)を(十二)の三とし、(十二)の次に次のように加える。

(十二)の二 病理細菌検査技師法(昭和三十三年法律第一号)の定めるところにより、病理細菌検査技師の免許及び名称の使用の停止に関する事務を行うこと。

五月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、水道法案(予備審査のための付託は三月二十五日)

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局